

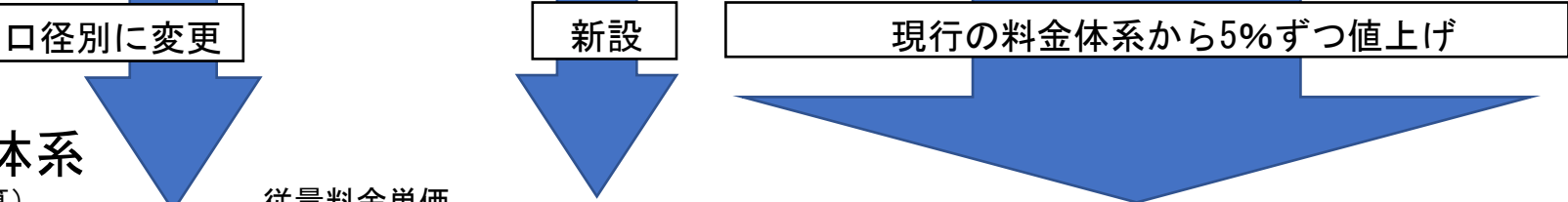
水道料金の改定について

目 次

①	現行及び改定後の料金体系比較	 P. 1
②	料金体系のイメージ	 P. 2
③	水道料金表	 P. 4
④	県内事業体との料金比較	 P. 5

現行 料金体系

基本料金（1月計算）		従量料金単価								
口径	基本料金単価	水量区分	0.5～ 1月計算	0㎡超～	5㎡超～	10㎡超～	20㎡超～	30㎡超～	40㎡超～	50㎡超～
全口径	500		5㎡以下	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下	40㎡以下	50㎡以下		
			1.5～ 2月計算	0㎡超～	10㎡超～	20㎡超～	40㎡超～	60㎡超～	80㎡超～	100㎡超～
			10㎡以下	20㎡以下	40㎡以下	60㎡以下	80㎡以下	100㎡以下		
臨時用 （基本料金なし）	1㎡ごとの単価	1㎡ごとの単価		0	80	105	125	160	190	215
	215									



改定後 料金体系

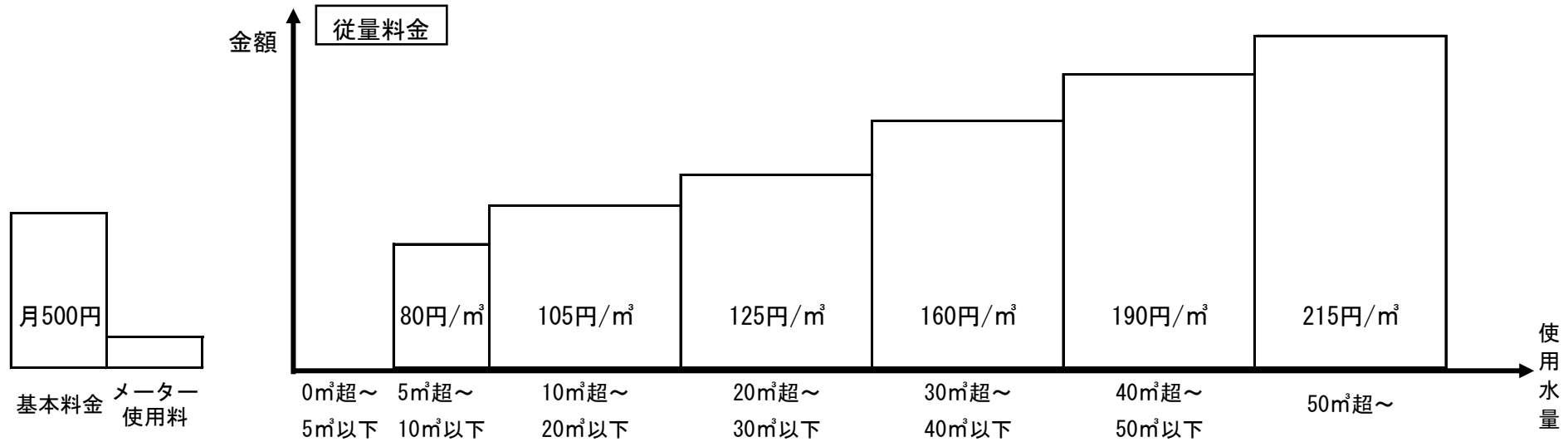
基本料金（1月計算）		従量料金単価								
口径	基本料金単価	水量区分	0.5～ 1月計算	0㎡超～ 5㎡以下	5㎡超～ 10㎡以下	10㎡超～ 20㎡以下	20㎡超～ 30㎡以下	30㎡超～ 40㎡以下	40㎡超～ 50㎡以下	50㎡超～
13mm	530		1.5～ 2月計算	0㎡超～ 10㎡以下	10㎡超～ 20㎡以下	20㎡超～ 40㎡以下	40㎡超～ 60㎡以下	60㎡超～ 80㎡以下	80㎡超～ 100㎡以下	100㎡超～
20mm	550									
25mm	850									
30mm	1,270									
1㎡ごとの単価				40	84	110	131	168	200	226

参考 口径別の平均水量を使用した場合の水道料金（2か月）

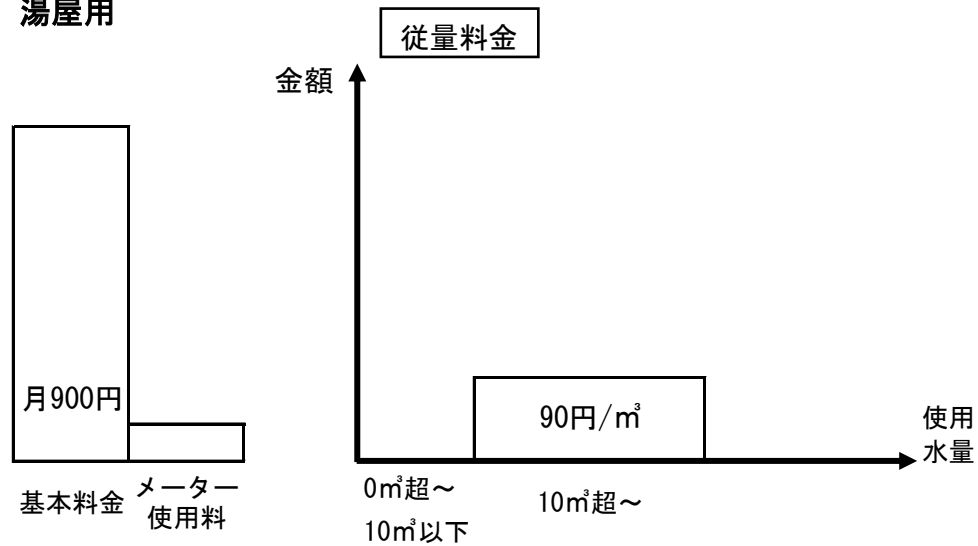
口径	平均水量	改定後料金	現行の料金	差額
13	30 ㎡	3,740円	3,220円	520円
20	43 ㎡	5,426円	4,830円	596円
25	105 ㎡	17,875円	15,860円	2,015円
30	254 ㎡	55,840円	51,610円	4,230円
40	370 ㎡	87,494円	76,790円	10,704円
50	682 ㎡	167,301円	152,550円	14,751円
75	1,863 ㎡	472,668円	422,770円	49,898円

現行の料金体系イメージ（1か月）

家事用・営業用・官公署用



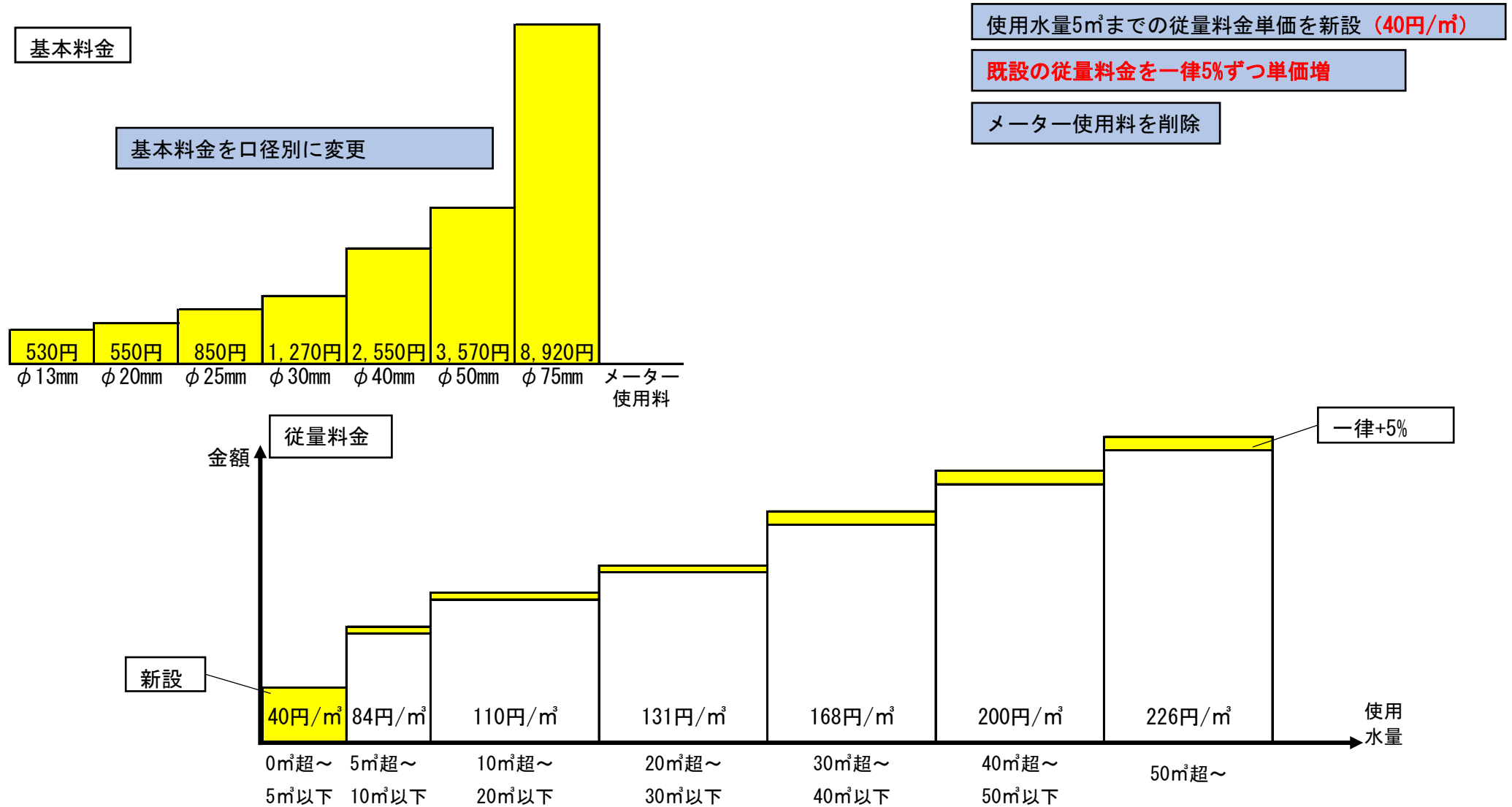
湯屋用



※メーター使用料は口径により変動するため金額を表示していない

※臨時用はメーター使用料＋1㎡につき215円の従量料金（基本料金なし）

改定後の料金体系イメージ（1か月）



※臨時用は1m³につき226円の従量料金（基本料金なし）

水道料金表（現行）

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

用途	基本水量	基本料金	従量料金（1 m ³ につき）	
			水量区分	料金
家事用 営業用 官公署用	5m ³ 以下	500円	5～10m ³	80円
			11～20m ³	105円
			21～30m ³	125円
			31～40m ³	160円
			41～50m ³	190円
			51m ³ 以上	215円
湯屋用	10m ³ 以下	900円	11m ³ 以上	90円
臨時用 （基本料金なし）	1 m ³ につき		215円	

メーター使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料	40円	60円	80円	100円	150円	400円	1,000円

※ 消費税及び地方消費税を加算した後10円未満切り捨て

水道料金表（改定後）

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

口径/用途	基本料金	従量料金 （1 m ³ につき）	
		水量区分	料金
13mm	530円	1～5m ³	40円
20mm	550円	6～10m ³	84円
25mm	850円	11～20m ³	110円
30mm	1,270円	21～30m ³	131円
40mm	2,550円	31～40m ³	168円
50mm	3,570円	41～50m ³	200円
75mm	8,920円	51m ³ 以上	226円
臨時用 （基本料金なし）		1 m ³ につき	226円

※ 消費税及び地方消費税を加算した後1円未満切り捨て

県内事業体との料金比較
13mm・1か月・20m3使用した場合

順位	事業体	水道料金（税抜）
1	犬山市	1,345
2	豊橋市	1,370
3	小牧市	1,725
4	半田市	1,756
5	刈谷市	1,840
6	碧南市	1,900
7	春日井市	1,970
8	岩倉市（現行）	1,990
9	豊川市	2,000
9	安城市	2,000
11	東海市	2,100
12	西尾市	2,130
13	常滑市	2,140
14	高浜市	2,146
15	田原市	2,150
16	知立市	2,190
17	清須市	2,205
17	名古屋市	2,205
19	丹羽広域（事）（R4. 4. 1改定）	2,200
20	幸田町	2,220
21	東浦町	2,250
21	江南市（R2. 4. 1改定）	2,250
21	岩倉市（改定後）	2,250
24	知多市（R3. 9. 1改定）	2,260
25	一宮市（R6. 10. 1改定）	2,296
26	武豊町	2,300
26	稲沢市	2,300
28	あま市	2,350
29	蒲郡市	2,400
30	美浜町	2,414
31	津島市	2,430
32	岡崎市	2,440
33	尾張旭市	2,450
34	豊田市	2,510
35	愛知中部（企）	2,520
36	愛西市	2,550
36	阿久比町	2,550
38	瀬戸市	2,565
39	北名古屋（企）	2,600
40	大府市	2,601
41	南知多町	2,687
42	新城市（R2. 4. 1改定）	2,690
43	蟹江町	2,750
44	海部南部（企）	3,180

※「愛知の水道」にて公表された税込でのデータを割り戻して税抜額を算出しているため、実際の税抜額とは異なる場合があります。